

ご確認ください

- 利率更改型一時払終身保険(以下「しんきんらいふ終身FS〈無告知型〉」といいます。)は、フコクしんらい生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険制度の対象外となります。(保険契約者保護制度の対象となります。)
- 「しんきんらいふ終身FS〈無告知型〉」にご加入いただくか否かが、募集代理店(信用金庫)とお客さまとの他の取引に影響を与えることはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、解約返戻金額などが借入元金合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、借入金を保険料に充当してこの商品をお申し込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、募集代理店(信用金庫)で生命保険をお申し込みいただけない場合があります。
- 募集代理店(信用金庫)の保険募集指針および相談窓口については募集代理店(信用金庫)にご確認ください。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、解約返戻金額などが削減されることがあります。
- フコクしんらい生命は生命保険契約者保護機構の会員です。生命保険契約者保護機構につきましては、『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。
- 生命保険募集人(信用金庫の担当者)は、お客さまとフコクしんらい生命との保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申込みに対してフコクしんらい生命が承諾したときに有効に成立します。

担当者(募集代理店である信用金庫の生命保険募集人)の権限などに関する照会先

フコクしんらい生命保険株式会社 お客さまサービス室 TEL: 0120-700-651(通話料無料)  
受付時間 9:00~18:00(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

- 当パンフレットは2021年1月現在の税制にもとづいて作成しています。
- その他にもご注意ください事項がございますので、「しんきんらいふ終身FS〈無告知型〉」のご検討・お申込みに際しては、必ず重要事項を説明した書面である『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。『ご契約のしおり・約款』はご契約についての大切な事項、必要な保険知識などについてご説明しています。いずれも必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

『ご契約のしおり・約款』記載事項の例

- クーリング・オフ制度
- 保障の開始(責任開始期)
- 保険金をお支払いできない場合
- ご契約の解約と解約返戻金
- 生命保険と税金
- 保険金のご請求方法

ご契約後のご照会・お申出などにつきましては、  
お客さま専用の連絡先となる「フコクしんらい生命 お客さまサービス室」で承ります。

フコクしんらい生命 お客さまサービス室

TEL 0120-700-651 受付時間 9:00~18:00  
(通話料無料)(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

[募集代理店]

[引受保険会社]

フコクしんらい生命保険株式会社

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1  
TEL 03-6731-2100(代表)  
ホームページ <https://www.fukokushinrai.co.jp>

SK2104-H4-TR

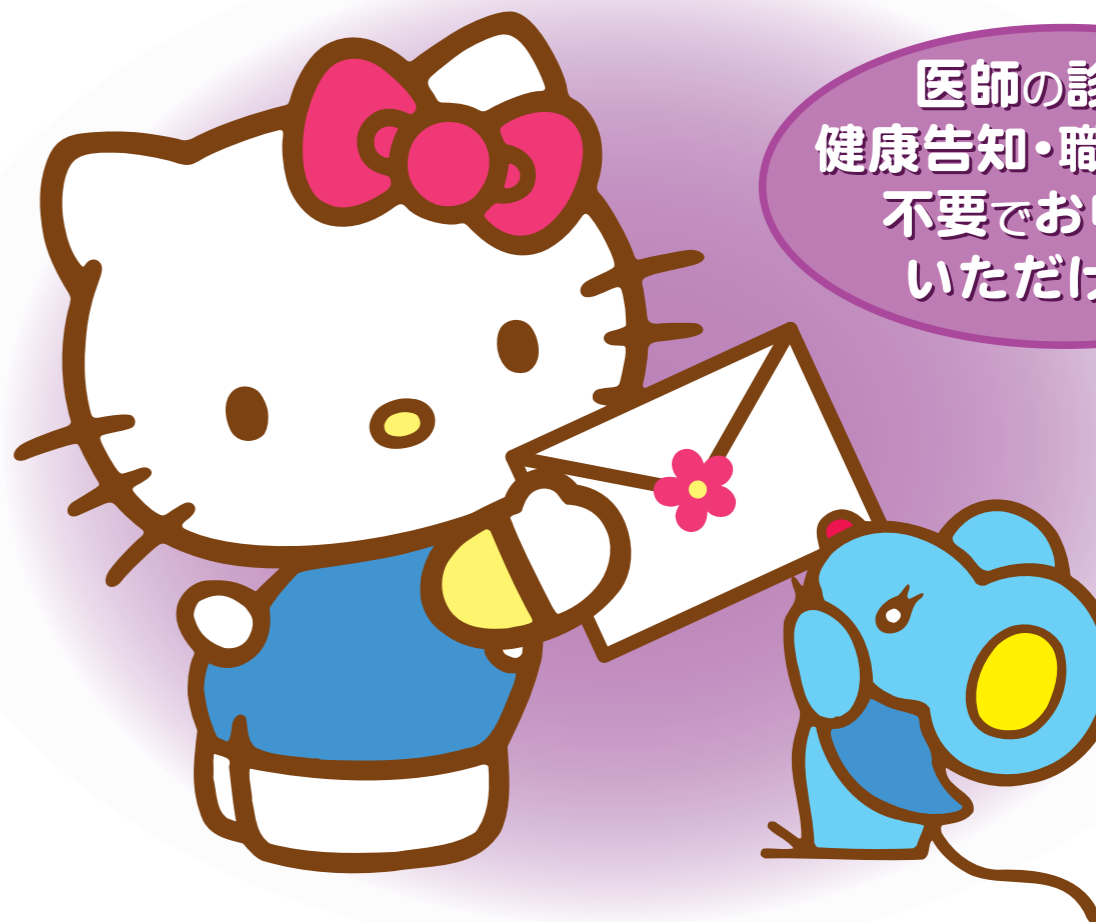
募AFS0220045(21.2)

フコクしんらい終身保険

しんきんらいふ終身FS

利率更改型一時払終身保険〈無告知型〉

無告知型



HELLO KITTY

© 2021 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L617670

この商品のご検討・お申込みに際しましては、必ずこの商品に関する重要事項をご説明した書類である『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

 この商品はフコクしんらい生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

「万一の場合、大切な家族の生活を守りたい。」  
しんきんらいふ終身FSは、そんなあなたの想いを応援します。

利率更改型一時払終身保険のお申込みは当金庫へ

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

引受保険会社

フコクしんらい  
smart life partner

# 大切なご家族のために相続のことを考えてみませんか。

## 知っておきたい相続のあれこれ

相続税には遺産に係る基礎控除があります

基礎控除額 =  $3,000$  万円 +  $600$  万円 × 法定相続人数

生命保険金には相続税の非課税枠があります

■ 生命保険金の非課税枠 相続税法第12条の活用

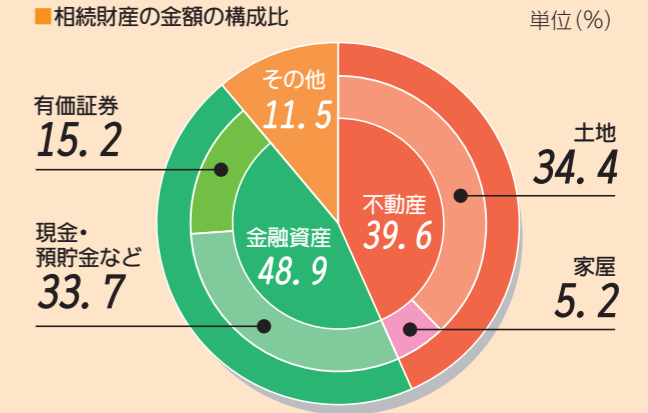
非課税枠 =  $500$  万円 × 法定相続人数

- 保険契約者と被保険者が同一で、かつ死亡保険金受取人が相続人であるご契約に限り、相続税の非課税枠の適用が可能です。
- 他の保険商品すべての死亡保険金と合算して、上記の金額までは相続税が非課税となります。

## 生命保険を活用すれば、財産を円満に分割することができます

相続人が2人以上いれば、遺産分割対策が必要になります。生命保険なら家族の環境を考えて、円満な財産分割の準備をすることができます。

死亡保険金受取人は、保険契約者の意思によりあらかじめ指定できます。



出典：国税庁「令和元年分相続税の申告実績の概要」

## 生命保険で葬儀などの資金準備ができます

葬儀などの急な出費や、遺産分割協議終了までの当座の生活費、さらには納税資金などに現金の準備が必要になります。生命保険の死亡保険金は特段の事情がない場合、受取人固有の財産で、遺産分割協議の対象財産とはみなされないため、すみやかに現金にすることが可能です。

■ 葬儀で実際にかかった費用 単位(万円)

| 項目          | 費用 (万円) |
|-------------|---------|
| 通夜からの飲食接待費用 | 30.6    |
| 葬儀一式費用      | 121.4   |
| 寺院への費用      | 47.3    |
| 葬儀費用の合計     | 195.7   |

※項目ごとの有効回答からそれぞれ平均費用を算出しています。よって各項目の合計と葬儀費用の合計は一致しません  
 ※葬儀一式費用：病院からの搬送、安置、飾りつけ、会場祭壇設営、会葬礼状、霊柩車、ハイヤー、火葬費用、斎場使用料  
 ※寺院への費用：お経、戒名、お布施など  
 出典：(一財)日本消費者協会「第11回 葬儀についてのアンケート調査」(2017年1月)

## 生命保険は遺したい方に財産を確実に遺すことができます

お金に「あて名」をつけられます

死亡保険金は受取人固有の財産です

- 死亡保険金は判例上、特段の事情がない場合、受取人固有の財産とされています。

死亡保険金受取人を指定できます



## 生涯の保障に代えてご自身でつかうこともできます

解約した場合の解約返戻金は、税制上一時所得となり、特別控除が活用できます

しんきんらいふ終身FS〈無告知型〉の解約返戻金を受け取ったときの課税対象額計算例

● 解約返戻金1,020万円、一時払保険料1,000万円の場合

POINT 差益が特別控除額の50万円以内であれば課税されません!

$$\left( \begin{matrix} \text{解約返戻金} \\ 1,020 \\ \text{万円} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{一時払保険料} \\ 1,000 \\ \text{万円} \end{matrix} \right) - \begin{matrix} \text{特別控除額} \\ 50 \\ \text{万円} \end{matrix} \times \frac{1}{2} \leq 0 \rightarrow \text{※非課税}$$

(注) 上記例は仮定の数値であり、実際の金額とは異なります。 ※その年に他の一時所得がないものとして計算しています。



# しんきんらいふ終身FS〈無告知型〉のしくみと3つの特徴

「しんきんらいふ終身FS〈無告知型〉」はフコクしんらい生命保険株式会社を引受保険会社とする利率更改型一時払終身保険の愛称です。

## 特徴 1 死亡保険金が段階的に増加します

### 1 第1保険期間(10年間)

第1保険期間中の死亡保険金は、解約返戻金と基本保険金額(一時払保険料)のいずれか大きい金額をお支払いします。

### 2 第2保険期間(10年後から)

第2保険期間中の死亡保険金は、契約日の予定利率および基本保険金額等により計算される保険金額となります。

### 3 予定利率更改日以降(30年ごと)

予定利率更改日における予定利率が、最低保証予定利率を上回る場合、当該予定利率更改日以降の保険金額・解約返戻金額は増加します。予定利率更改日以降の保険金額・解約返戻金額が減少することはありません。

※予定利率更改日に定める予定利率は、その日から直後に到来する予定利率更改日の前日まで適用されます。

⚠ 保険金の免責事由(責任開始期から3年以内における被保険者の自殺による死亡など)に該当した場合など、保険金がお支払いできないことがあります。

#### ご契約時の予定利率について

- 金利情勢に応じて毎月1日に設定して、月末まで適用されます。
- お申込み月の月末までに保険料のお振込みをいただけない場合など契約日がお申込み月の翌月以降となるとき、ご契約時の予定利率はお申込み時の予定利率と変わることがあります。
- 適用される予定利率が変わる場合、死亡保険金額、解約返戻金額も変わります。また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

#### 予定利率更改日に定める予定利率について

- 指標金利の当社所定の期間における平均値に、最大1.5%を加えた利率を上限とし、最大1.5%を減じた利率を下限とする範囲内で当社が定めます。ただし、予定利率は、最低保証予定利率を下回ることはありません。
- 指標金利は、残存期間10年の国債の流通利回り、残存期間20年の国債の流通利回り、および残存期間30年の国債の流通利回りの合計を3で割った利率となります。

## 特徴 2 相続対策としてご利用いただけます

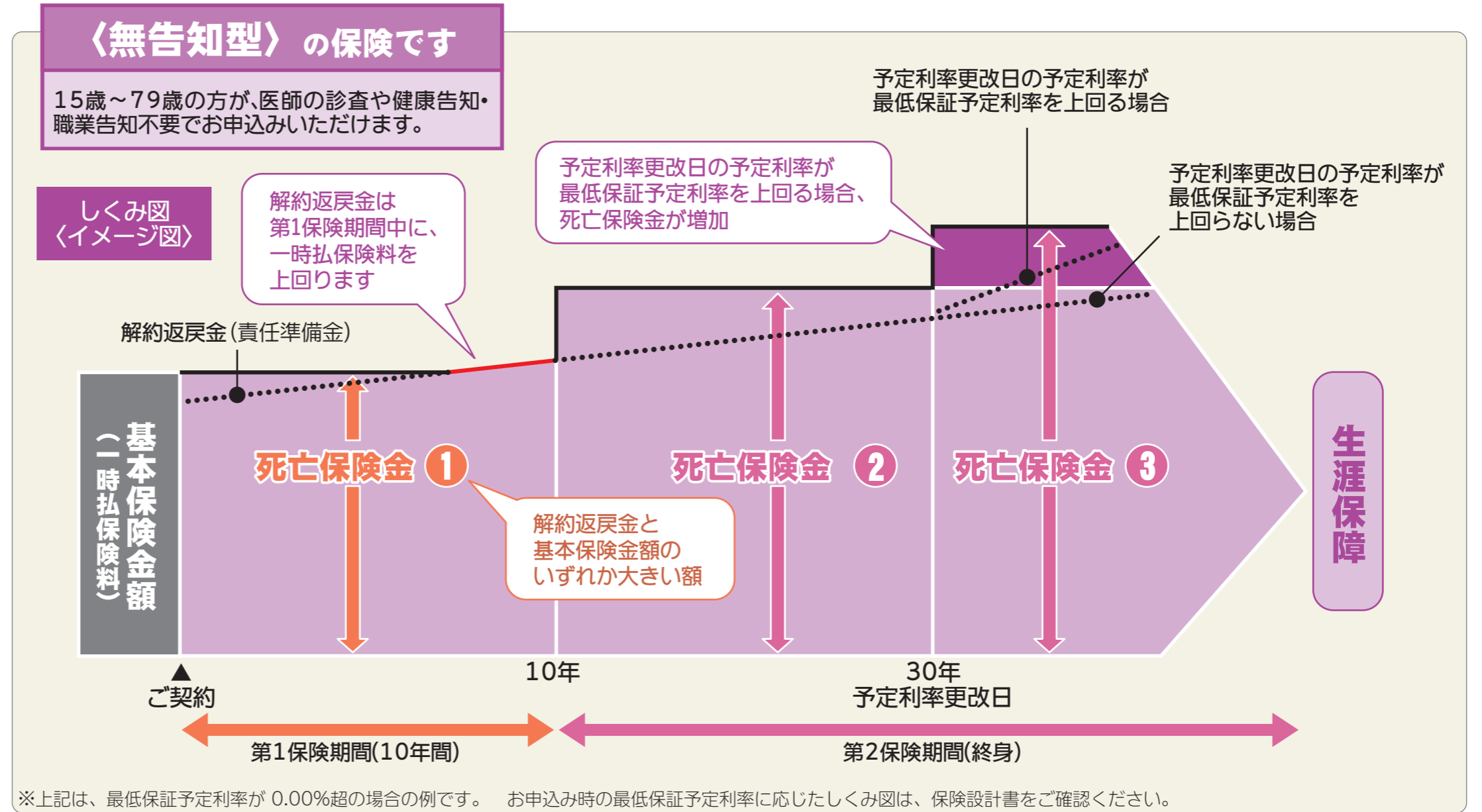
保険契約者と被保険者が同一で死亡保険金受取人が相続人の場合、一定の金額までが非課税となるなど、ご契約の形態により税制上の特典があります。

⚠ 2021年1月現在の税制にもとづきますので、今後変更となる場合があります。

## 特徴 3 生活資金なども準備できます

ご解約時には、経過期間に応じて解約返戻金をお支払いしますので、死亡保障を確保しながら老後の生活資金などを準備することができます。解約返戻金は第1保険期間中に、一時払保険料を上回ります。

⚠ 保険料は預金とは異なり、一部は保険金のお支払いやご契約の締結・維持に係わる諸費用にあてられます。このため、ご契約後、短期間で解約された場合、解約返戻金は一時払保険料を下回る場合があります。



### 保険用語のご説明

くわしくは、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

- 基本保険金額** 一時払保険料と同額です。ただし、契約締結後に変更された場合は、変更後の金額となります。
- 死亡保険金** 被保険者がお亡くなりになられたときにフコクしんらい生命から支払われるお金のことです。
- 責任準備金** 将来の保険金をお支払いするために、保険契約者から払い込まれる保険料の中から積み立てられるものをいいます。
- 第1保険期間** 契約日からその日を含めて10年経過後最初に到来する年単位の契約応当日の前日までの期間です。

- 第2保険期間** 第1保険期間の満了日の翌日から終身の期間です。
- 予定利率更改日** 契約日から30年ごとの年単位の契約応当日のことをいいます。ただし、被保険者の年齢が110歳に達した日以降の年単位の契約応当日を除きます。被保険者の年齢が110歳に達した場合は、直前の予定利率更改日における予定利率を终身適用します。
- 最低保証予定利率** 予定利率更改日以降における予定利率を最低保証する利率のことです。

## お取扱内容について

|              |  |
|--------------|--|
| 契約年齢範囲(被保険者) | 15～79歳   |
| 最低保険料        | 100万円  |
| 最高保険金額       | 契約時に計算される第2保険期間開始時の保険金額<br>15～19歳： 5,000万円<br>20～24歳： 20,000万円<br>25～64歳： 30,000万円<br>65～79歳： 20,000万円 |
| 取扱単位         | 保険料建の場合：保険料 10万円<br>保険金額建の場合：保険金額 10万円   |

※被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。  
 ※被保険者がすでに加入されているフコクしんらい生命の全契約の保険金額を通算した金額が、最高保険金額の範囲内であることを要します。  
 ※保険料建とは最初に払込保険料を定めて、それにもとづいて保険金額を算出することをいいます。  
 ※保険金額建とは最初に保険金額を定めて、それにもとづいて払込保険料を算出することをいいます。  
 ※法人契約および個人事業主契約はお取り扱いしておりません。

## 死亡保険金受取人について

死亡保険金受取人は、被保険者の3親等内の親族をご指定いただけます。



## 死亡保険金の年金受取について

- 死亡保険金は、フコクしんらい生命所定の金額以上の場合、一時金でのお受け取りに代えて、年金でお受け取りいただくこともできます。
- 年金額は、死亡保険金額を年金支払期間年数で割ることにより算出します。死亡保険金をもとにした年金の原資は、フコクしんらい生命所定の利率により利息を付し、利息は年金支払最終回に一括して支払います。(この利率は経済事情により変更することがあります。)

## ご留意いただきたいこと

- この保険は、高度障害状態になられた場合のお支払いはありません。
- この保険は無配当ですので、契約者配当金はありません。
- この保険では、解約返戻金の一定範囲内で、一時的に必要な資金をお貸しする契約者貸付制度をご利用いただけません。
- 保険契約者、被保険者が入院中の場合や余命宣告を受けていることがわかっている場合は、ご加入いただけません。

## クーリング・オフ制度について

8日以内であれば、ご契約のお申込みを撤回することができます。(クーリング・オフ制度)

申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます。)は、ご契約のお申込日またはお振り込みいただいた一時払保険料(充当金)が当社へ着金した日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内(消印有効)であれば書面により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。お申込みの撤回等があった場合は、フコクしんらい生命は、申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。

お申出方法 くわしくは、『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

## (ご参考) 税制上のお取り扱いについて

記載の税制上のお取扱いは、2021年1月現在の税制による一般的なものであり、今後変更となる可能性もあります。実際のお取り扱いにつきましては、所轄の国税局・税務署または税理士などの専門家にご確認ください。

### ● 一時払保険料

ご契約した年のみ生命保険料控除(一般生命保険料控除)の対象となります。  
 ※他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

### ● ご契約を解約したとき

解約返戻金額と一時払保険料との差額(差益)が課税対象となります。差額(差益)は、経過年数にかかわらず一時所得※1として所得税・住民税が課税されます。

### ● 被保険者がお亡くなりになられたとき

死亡保険金は、契約形態によって課税関係が異なります。

#### ■ 契約形態と課税関係

| 保険契約者 | 被保険者 | 死亡保険金受取人 | 課税関係            |
|-------|------|----------|-----------------|
| A     | A    | 相続人      | 相続税※2           |
| A     | A    | 相続人以外    | 相続税             |
| A     | B    | A        | 所得税(一時所得※1)+住民税 |
| A     | B    | C        | 贈与税             |

#### ※1 一時所得について

一時所得の課税対象額の計算は以下のとおりです。他の所得(給与所得、雑所得など)と合算して総合課税となります。

$$\left\{ \left( \text{解約返戻金額または死亡保険金額} - \text{払込保険料合計額} \right) - \text{特別控除額50万円} \right\} \times \frac{1}{2}$$

#### ※2 死亡保険金の相続税非課税枠について

保険契約者と被保険者が同一で、かつ死亡保険金受取人が相続人であるご契約に限り、相続税の非課税枠の適用が可能です。他の保険商品すべての死亡保険金と合算して、下記の金額までは相続税が非課税となります。

$$\text{死亡保険金の非課税枠} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人数}$$